

草 津 市 教 育 委 員 会 会 議 録

令和 5 年 2 月 定例会

(2 月 1 5 日 開 催)

草 津 市 教 育 委 員 会

出席委員	教 育 長	藤 田 雅 也
	委 員	松 嶋 徹 也
	委 員	小 辻 寿 規
	委 員	我 孫 子 智 美
	委 員	森 登 世 美

事務局出席者	教育部長	増 田 高 志
	教育部理事（学校教育担当）	菊 池 誠
	教育部副部長（総括）	田 中 三 男
	教育部副部長（スポーツ推進・スポーツ大会担当）兼 スポーツ推進課長	宮 田 勝 一
	教育部副部長（図書館担当）兼 図書館長	二 井 治 美
	教育部副部長（学校教育担当）兼 学校教育課長	上 原 忠 士
	総務課長	有 村 潤
	幼児課長	山 際 喜 一 郎
	教育総務課長	吉 田 克 己
	給食センター所長	田 中 直 樹
	スポーツ大会推進室長	藤 崎 篤
	歴史文化財課長	岩 間 一 水
	児童生徒支援課長	柴 原 力
	学校政策推進課長	杉 田 信 一
	教育研究所長	木 村 弘 子
	教育総務課係長	永 田 厚 子

和 5 年 2 月 草津市教育委員会定例会会議 次第

令和 5 年 2 月 1 5 日 午後 3 時 0 0 分開会

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 1 月定例会会議録の承認について

日程第 3 教育長報告

日程第 4

付議事項 (9 件)

議第 2 号 臨時代理の承認につき議決を求めることについて

議第 3 号から議第 1 0 号まで

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

議第 3 号 令和 5 年度草津市一般会計予算

議第 4 号 令和 5 年度草津市学校給食センター特別会計予算

議第 5 号 草津市個人情報保護法施行条例案

議第 6 号 草津市情報公開条例等の一部を改正する条例案

議第 7 号 草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例の一部を改正する条例案

議第 8 号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

議第 9 号 草津市立図書館設置条例の一部を改正する条例案

議第 10 号 令和 4 年度草津市一般会計補正予算 (第 9 号)

議第 1 1 号 臨時代理の承認につき議決を求めることについて

日程第 5

報告事項 (2 件)

(1) 令和 4 年度草津市サンヤレ踊りユネスコ無形文化遺産登録記念啓発事業補助金交付要綱の制定について

(2) 寄付の受け入れ報告について

開会 午後３時００分

藤田教育長

ただいまから草津市教育委員会２月定例会を開会いたします。

—————日程第１—————

藤田教育長

日程第１、「会期の決定について」でございますが、本日１日限りといたしたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

— 異議なし —

各委員

異議がないようでございますので、２月定例会は本日１日限りといたします。

藤田教育長

—————日程第２—————

藤田教育長

次に日程第２、「１月定例会会議録の承認について」でございますが、あらかじめ事務局から配付され、熟読されていると思います。御異議ございませんでしょうか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議がないようですので１月定例会の会議録は承認されたものと認めます。

—————日程第３—————

藤田教育長

次に日程第３、「教育長報告」に移ります。

それでは私の方から諸般の御報告をさせていただきます。

１月２７日、南笠東小学校では卒業目前に控えた６年生を対象に、多彩なゲストを迎えて、これからの生き方を考える「生き方プロジェクト」に取り組んでおられます。その様子を視察いたしました。第１弾は、「思いやりの心を表すマナーについて学ぼう」をテーマに、マナー講師である塩見陽子さんをお迎えし行いました。「マナーとは単なる立ち振る舞いだけで無く、相手への

思いやりの心を伝わる形で表すことであり、表情や挨拶、身だしなみ、話し方、態度、しぐさなどが重要なポイントです」と、塩見さんが一つひとつ事例をあげて分かりやすくお話いただきました。また、これから中学生なりSNSを利用することもあると思いますが、「文字は感情が伝わらない。だからこそ丁寧に相手の思い、言葉選びを大切にしましょう」と。そして、「中学生になると違う小学校の人と一緒にになるので、違う考えを持った人との出会いがあります。自分の価値観は他人とは違うかもしれないという前提で接するように」とアドバイスをいただいたところで、この「生き方プロジェクト」は、他にも5名の人生の先輩方から学びを続けていきます。この学びで得たものをしっかりと、中学校生活で活かして欲しいと思います。

1月31日、「New草津型アクティブラーニング」の実践モデル校である草津中学校で、研究成果発表会と公開授業があり視察いたしました。本市ではアクティブラーニングとICTを効果的に活用して、子どもが主体的に、そしてお互いが意見を交換しながら、対話によって理解を深める。そのような深い学びを「草津型アクティブラーニング」と名付けて、学校で推進をしていきました。そして令和3年度からは、GIGAスクール構想により整備した1人1台端末をフル活用した「New草津型アクティブラーニング」にバージョンアップしたところです。この公開授業は、1年生の国語の授業で行われ、登場人物の行った行為にどのような意味があったのか、それを様々な思考ツールを活用して自分の意見をまとめ、それから小グループに分かれて、メンバーの考えを参考に自分の考えを再構築するという内容でした。この過程を1人1台端末により、皆とデータを共有しながら進めるというものでした。今までですと、黒板に自分の意見を書く、また模造紙を使って意見を書き込むというような方法がとられてきましたが、ICT機器を使うことによって瞬時に意見が共有でき、自分の考えを再構築するのに費やす時間が確保できるという利点があります。今年度、小学校と中学校それぞれ1校ずつモデル校に指定し、アクティブラーニングの授業改善を研究・実践していますが、この授業を通して、主体的に学習に向かう生徒の姿が見られ、アクティブラーニングの可能性の大きさを実感したところでございます。

2月4日、5日の2日間、イオンモール草津において、老上中

学校の美術作品展、「老上（紙）魂展」が開催されました。1年生から3年生までの作品約550点の作品が、所せましと展示されていました。作品はどれも自分の考えや思いを作品に表現するため、根気強く、そして工夫された個性溢れるものばかりでした。会場には2日間で1,500人を超える来場者があり、生徒は勿論のこと、保護者、地域の方々、教職員、なかには保育園やこども園、小学校の恩師の先生方、その他にもお買い物にいられた方も御覧いただいたそうでございます。今回の、大胆な作品展は、美術の担当教諭の提案に対して、校長の大英断と教職員が結束することで、計画のスタートを切ったようでございます。3年生の有志による実行委員会も組織され、飾り付けや参加型の企画など、いろいろなアイディアが出されて、実現に至りました。入学時からコロナ禍で、多くの活動が制約されてきた3年生にとっては、今回の取組は思い出に残るに違いありませんし、生徒の自主的で創意工夫した取組は、生徒自身の自信にも繋がったと思います。今回は、発案された先生とその取組をバックアップくださった多くの方々、そして何よりも生徒自身の主体的な作品作りや、生徒有志による運営など、すべての力が共創した結果だと思います。これからもいろいろな御支援、御協力のもとチーム学校として、子どもたちが主役で楽しい学校づくりに向けた老上中学校の取組を大いに期待したいと思いました。

最後に、2月13日、14日の2日間で学校経営報告会を開催させていただきました。委員の皆様も参加をいただきありがとうございました。学校経営報告会については、現状維持に満足しないよう、変化を恐れず果敢に挑戦する教育委員会の具現化の一つとして、昨年度から実施しているものでございます。委員の皆様から各学校に対していただいた意見は、今後の取組に反映して進めて参ります。また、全体を通しての感想になりますが、ESDや不登校といった、教科書に答えのない取組に対する課題が増えてきていると感じました。答えのない課題を解決するためには、他所での取組を参考にし、時には失敗もしながら進めていく必要があります。各学校にはそれぞれの取組を共有しながら、失敗を恐れずに取り組んでいただきたいと思います。学校現場と教育委員会がタッグを組み、ひとつの目標に向かって進んでいきたいと思っています。これからも委員の皆様の御助力をいただきながら、来年はさらに進化した学校経営報告会にしたいと考えておりま

す。

私からは以上で終わらせていただきます。

それでは委員の皆様から、それぞれ教育全般に関する事項の御意見・御感想等お願いいたします。

松嶋委員

2月13日の学校経営報告会に参加いたしました。内容としては中学校区ごとに発表があり、発表ごとに協力いただいている地域の方々、その地域の企業、それらの傾向が学校ごとに全く違うことが明確に出ており、理解しやすかったです。不登校支援などの多くの学校で共通して取り組んでいる項目もありましたが、重点を置いて項目や取り組んでいることが学校によって違いがあることもわかりました。学校経営報告会という場を持つことで情報発信をすることができ、また学校ごとの校長先生が揃う場があまりないという話も聞きましたので、情報共有をする良い機会に今後なっていくのではないかと思います。多忙な時期ということもあるので、校長先生の負担も考えながら、このような情報共有をする機会を今後もつくっていった方が良いと感じました。

また、家庭のことになりますが、小学校に通っている子どもがおり、子どものクラスがインフルエンザによる学級閉鎖になったのですが、「明日から3日間オンライン授業をします。休みということではなく、家から授業が受けられる人は受けましょう。」と先生がおっしゃっていました。このような体制にさっと切替わって、スムーズにオンラインに切替えられることに驚きました。子どもの体調が悪く、私はオンライン授業を実際に見ることが出来なかったのですが、全学校の全クラスでオンライン授業の実施ができるのか、どのようなオンライン授業を実施しているのかということは気になります。今回の学級閉鎖で見られなかったのが残念でしたので、そういったところの情報があれば、是非、教えていただけたらと感じた次第です。以上になります。

小辻委員

学校経営報告会議に参加させていただきました。校長先生方お忙しい中、今年度で退職の方もいらっしゃったと聞いておりますが、まとめていただきありがたく思います。スクールE S Dを含めて、素晴らしい取組を知ることができました。その中で感想ですが、人権学習をいろいろとされてきているということでした。授業に力を入れられているということはよく分かったのです

が、今後も様々な人権を考えなければならない状況があります。これまでの人権学習の方法で、児童生徒たちに考えて欲しいことを考えてもらっているだろうかと思うところです。子どもたちも差別はいけないことだと実際にわかっていますが、実態としては、例えばいじめが無くなったのかというと今だにあるわけです。何故あるのかと考えた時に、それは子どもたちの中に差別は駄目という理解はあるけれども、その中に自分だけの例外があったりするのではないかと思います。そういうことも考えながら、しっかりと子どもたちに向き合っていただけるような、人権教育、学習の場にしていただけたらと思います。自分の差別心と向き合わずに、人権は大事という理解だけの状況にはならないように、向き合う人権教育を今後展開していただけると、良い草津オリジナルの取組になるのではないかと思います。E S Dでこれだけ成功されているからこそ強く思いました。

関連してE S Dの話になりますが、E S Dについては危機が訪れたのではと思うことがあります。対話型A Iが増えており、大学の教育現場でも、レポートにそういうものを使う学生が実際に出てきている状況です。今後、児童生徒が学習する時にこういうものを利用するということも出てくると思いますし、先生方や教育委員会としても対話型A Iに対してどのように向き合っていくのかを考える必要があります。大人になってから対話型A Iに触れるというパターンではなく、幼いうちから使っていくことは非常に危険だと思います。自分で考える力やまとめる力が奪われていく、というふうに思います。そのことを踏まえて、どのように学びに使っていくのかということも考えていただきたいと思います。S N Sの使い方にも取り組まれているとお伺いしています。新たなI T技術や製品に向き合っていくことも、実際に児童生徒たちと一緒に考えていただけるとありがたいと思います。

また、滋賀県では卒業式のマスク着用は個人の判断尊重ということで教育長もおっしゃっておられたので、そういう流れになっていくのかなとは思っています。京都府の教育委員会では、「卒業式はマスクなしが基本」と報道などで聞いています。児童生徒が卒業式を安心安全な形で迎えられるように、そして気持ちよく卒業できるように、先生方で話し合いを設けていただきたいと切に願っております。子どもたちの気持ちも大事にしたいですし、先生方や保護者の気持ちも大事にした形でのマスクの着用判

断にしていきたいです。個々に寄り添った形で、気をつけて
いきたいと思っております。以上です。

藤田教育長

マスクの着用の件については、現場の声、また保護者や子ども
たちの声も聞きながら原則論が示されたわけでございます。ただ
そういう配慮すべき点というのは多々あると思いますので、そう
いった部分を丁寧に確認しながら、市として決定をしていきたい
なと思っています。

我孫子委員

3月13日に学校経営報告会に参加させていただきました。校
長先生が、子どもたちや先生方をよく見られて感じる課題解決に
向けて、様々な方向からアプローチされていらっしゃるものがよく
分かりました。同じような課題でも学校によって、アプローチ
の仕方も違っていました。今回は内容を公表されるということな
ので、各学校の先生方と共有されて更に学校がより良い方向に行
くと良いと思いました。どの学校でも、学力が高い子、聞き分け
のいい子が多いとか、優しい子が多いけれども発信力が弱く、自
分の意見が言いにくいのが課題ですとおっしゃっていた学校が多
くて、人にどう思われるのかを気にする子どもが多い印象を受け
ました。そのことがもしかしたら不登校に繋がっていくのかなと
いうことを少し感じて、「自分のままで良い」、「他人も自分も認
められる」そのようなそういう取組が、今後行えていければ良い
のかなと、口で言うのは簡単で実際にどのようなことを行ってい
くのかは難しいところだと思いますが感じました。また、私の個
人的なことですが、小学校6年生に「キャリア教育」や「ゆめ授
業」で将来の夢をテーマに訪問させていただくことが、この1ヶ
月で何校かありました。小学生の子どもたちで将来の夢がないと
か憧れがない、やりたいことがないという子どもが多いなという
印象があります。コロナが落ち着いてきて、地域の方との関わり
や学校以外の方との関わりを増やせることはできると思うので、
多くの人とこの時期に出会い、いろいろな人がいるという経験を
大事にしてもらえたらいいなと思いました。以上になります。

森委員

私の方からは2点ございます。1点目は、学校を訪問させてい
ただいたことについて、2点目は、学校経営報告会について報告
させていただきます。

学校訪問についてですが、3校訪問させていただきました。

1月31日草津中学校に訪問し草津型アクティブラーニング研究成果発表会の公開授業に参加しました。草津中学校では全国学力学習状況調査の分析結果において、国語科の読み書き、数学科の数学的な見方・考え方の正答率の低さ、また記述式の問題における無回答率の高さ、これが懸念事項としてあり、思考の方法を身につけることが読み解く力の育成に繋がると考え、思考の方法を身につける術として思考ツールを取り入れた授業づくりに取り組んでおられました。公開授業については先ほど教育長から話されたので、省かせていただきますが、最後の研究協議で関西大学の黒上教授が、生徒が思考ツール、クラゲチャートやフィッシュボーンチャート等いろいろと種類が有ると思いますが、そういったものを使いこなせるようになると、生徒たちだけでできるようになるとのことでした。例として動画を見せていただいたのですが、ある学校が「災害について私たちも考えましょう」となると、さっと床に紙を開いて、ランダムに話し合っていました。思考ツール集会と言うそうです。動画の様子を見て、本当に中学生がその思考ツールを自分のものとするのが出来たら、今後巣立っていく上で何か課題を考える時に思考ツールを使って、自分の考えを可視化し、他の人に根拠を持って説明することができたり、一緒に仲間と考えることで今何ができるかが明確に整理できたりするのではないかと思います。深い学びのための思考ツールはとても興味深かったです。

次に2月4日、イオンモール草津で開催されている老上中学校の美術展覧会に行ってきました。1つの学校がイオンモール草津で美術展をやるっていう話は初めてだったので、これは凄いことだと思い行ってきました。作品量も豊富で、展示の仕方も工夫されており、中心になった先生に話を聞きたいと思い、美術科の先生にお話を伺ってきました。先生の熱い思いがあって、例えば造形作家の方とコラボしているのですが、自分でその作家さんに話を伺う為に福井県の方まで行き、事前に子どもの作品の題や作品の紹介データをとって、6クラスを2クラスで3回に分けて、オンライン授業で「題は見る人に期待を持たせるような題にした方がいい」などのアドバイスをいただいたそうです。いろいろな話を聞いて、生徒の作品を地域に発信するのだと熱意を感じました。初めてのことなので大変だったと思います。搬入搬出を考え

ただけでも恐ろしいぐらい大変な事なので、協力してくださる方を巻き込んででも挑戦したことが素晴らしいなと思いました。

2月9日、玉川小学校のE S Dの取組の収穫感謝祭に参加しました。当日は5年2組が米作りでお世話になった地域の方8名が来られておりました。「学んだことをありがとうございました」、「こんな事がわかりました」と、お米について調べたことを発表しているのですが、小学生だからストレートに言うのですね。例えば、「大きな課題に気づいた。農家の減少が課題だと思いますがどう思いますか。」と地域の人に言うのです。これは地域の人はどうのように答えてくださるのだろうと。小学5年生相手ですが、市街化区域とかそうでない区域というものがあるということ。それから、農業に水というのはすごく大切で、どの地域に農業用水路が整備されているか、そういうこともちゃんと学んでくださいねっておっしゃっていました。ある方は、日本だけでなく世界の中の日本というふうに考えてくださいね、とおっしゃっていました。小学生は自分で解決策を考えて、農業体験が楽しかったから農業体験をやったら農業する人が増えると思いますというふうに言っていました。4時間目に米づくりで作ったもち米を使って、自分たちで調理実習をして赤飯を作っておもてなしをしていました。小学校5年生はこういう感じなのだというふうに思っただけ面白かったです。

2月13日、14日学校経営報告会に参加しました。お忙しい中、校長先生にはわかりやすく1年間の取組について御説明いただき、ありがとうございました。10分の発表では語り尽くせない苦労が1年間あったと思います。感謝申し上げます。特に、学校の課題に対して組織的に取り組み、さまざまな手だてを行う中で、子どもたちが変容していく要素、成長する姿を伺ったときは、聞いているこちらまで嬉しくなりました。教師の喜びは、子どもたちの成長する姿です。現役時代には、「生徒の様子が何となく良くなってきたな。学校全体が前より活気づいてきて良くなってきたな」と感じることもありましたが、いつからだろうと振り返ったときに、1人の教師のアイディアで、学校全体が取り組んだあの頃からかなということに後になってから気づきました。たった1人では何もできないと思うかもしれませんが、1人の力はものすごく大きい。1人の教師の諦めない行動やアイディア、挑戦が周りを動かして学校変えていきます。校長先生のリーダー

シップのもと、各学校の先生方お一人お一人が学校の目指す教育的な目標に向かって、自分に何ができるのかということを考えて、小さな挑戦を続けていって欲しいなと思います。校長先生方には、職員のモチベーションを上げて認めてあげ、そのアイデアを見出していって欲しいなというふうに感じました。以上です。

藤田教育長

それでは、教育長報告につきましては以上で終わらせていただきます。

—————日程第4—————

藤田教育長

次に日程第4、付議事項に移ります。

「議第2号及び議第11号臨時代理の承認につき議決を求めることについて」は、人事に関することでございます。また、「議第3号から議第10号までの地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき、議決を求めることについて」は2月草津市議会定例会に関する議案であり、現時点で公表されていない議案でありますので、会議を公開しないこととすべきであると思います。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項では、「教育委員会の会議は公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長または委員の発議により出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」となっておりますので、この規定に基づいてお諮りをいたします。

議第2号から議第11号を公開しないこととすることについて御異議ございませんでしょうか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議なしと認めます。

よって、議第2号から議第11号を公開しないことといたします。この議案につきましては、報告事項の終了後に審議を行うことといたします。

——日程第 4——

藤田教育長

次に日程第 5、報告事項に移ります。事務局の説明を求めます。

歴史文化財課長

報告事項 1 「令和 4 年度草津市サンヤレ踊りユネスコ無形文化遺産登録記念啓発事業補助金交付要綱」につきまして、歴史文化財課の岩間より御説明いたします。資料、定例会報告書の 1 2 3 ページ、1 2 4 ページでございます。1 2 3 ページをお願いいたします。無形民俗文化財であります草津のサンヤレ踊りを含む近江湖南のサンヤレ踊りが、昨年 1 1 月末にユネスコ無形文化遺産に登録されたことを受け、各保護団体に啓発してもらう事業への補助金、その補助金交付に係る要綱を令和 5 年 1 月 2 5 日に制定し告示いたしましたので、ここに御報告申し上げるものでございます。なお、当補助金に係る補正予算につきましては、1 2 月の定例会において御説明申し上げたものでございます。以上でございます。

教育総務課長

続きまして報告事項 2 「寄付受け入れ報告について」教育総務課の吉田が御説明申し上げます。報告書は 1 2 5 ページでございます。特定非営利活動法人草津の未来を建設する市内業者会様から、児童用図書を市内小学校に寄付をいただきました。寄付受け入れ報告につきましては以上でございます。

藤田教育長

ではただいまの報告事項につきまして、御質問等がございましたら、お願いをいたします。

それでは報告事項につきましては、以上で終わらせていただきます。

ー〈議第 2 号は人事に関する事件のため非公開〉ー

藤田教育

続きまして先ほど非公開とした議案の審議に移ります。

「議第 3 号及び議第 4 号地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、教育委員会運営に関する議案について

て」意見を市長に申し出るにつき、議決を求めることについては関連しておりますので一括として議題といたします。事務局の説明を求めます。

田中副部長

教育委員会事務局の田中でございます。議第3号「令和5年度草津市一般会計予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」、及び議第4号「令和5年度草津市学校給食センター特別会計予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」の意見についてでございますが、2月24日開会予定の2月定例市議会に提案されます。令和5年度草津市当初予算のうち教育関係予算につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から当委員会に意見を求められておりますことから、本日お諮りするものでございます。それでは、議案書の9ページ以降の令和5年度当初予算概要書を御覧願います。10ページをお願いいたします。令和5年度の各会計別の予算規模に関する総括表でございます。一般会計は548億円の当初予算規模となったところでございます。令和4年度の当初予算額と比べますと17億1,000万円、3.2%の増となっているところでございます。また、特別会計の上から3つ目、学校給食センター特別会計では1億3,470万円の当初予算規模でございまして、前年度より8,560万円8.2%の増となったところでございます。次に11ページをご覧願います。一般会計の款別の総括表でございます。表の上の段が歳入、太線より下が歳出となっております。歳出の款番号10の教育費でございしますが、令和5年度の当初予算額は53億2,734万円。対前年度比で0.4%の増。一番右の列記載の2,070万3,000円の増となっているところでございます。続きまして12ページ、13ページをご覧いただきたいと思います。第3期の教育振興基本計画の体系に基づきまして、新年度の主要な事業を右側にまとめたものでございます。14ページから23ページまでが主要な事業の概要でございまして、後程各所属長から御説明申し上げます。続きまして、26ページから45ページは一般会計の教育費抜粋の資料となっております。50ページと51ページが学校給食センター特別会計の資料となっております。それでは、14ページにお戻りいただきまして、主要な事業の概要について順番に御説明を申し上げますので、ま

ずは学校教育課長から順にお願いいたします。

学校教育課長

議案書14ページ、学校教育が作るE S Dくさつ推進事業です。これは学校が総合的な学習の時間を中心に、地域と学校に共通する課題解決のために、教科で学んだ知識を活用して、地域と共同して学習する、スクールE S Dくさつプロジェクトを市内小中学校で実施するものです。本年度に引き続きまして来年度、松原中学校、老上小学校、常盤小学校の3校をモデル校として、E S Dの実践と研修を進めて参ります。

また、来年度新たな取り組みとして、立命館大学B K Cキャンパス体験S D G s企画を実施します。立命館大学B K Cでのキャンパス体験を通して、子どもたちの将来の夢や希望を持った生徒の育成、そしてS D G sについての学びを深めることをめざします。具体的には、中学校1年生が大学教授から講義を受けたり、少人数のグループごとに大学内を歩き回り、S D G sに関するクイズを解いたりすることで、S D G sについて理解を深めます。さらに現役の大学生から夢や希望を実現するため、実践したことや今後の目標などを聞くことで中学生が自分自身の将来について考える機会といたします。令和5年度におきましては、E S D総事業費588万2,000円を予算計上しております。以上です。

学校政策推進課長

学校政策推進課の杉田でございます。議案書15ページを御覧ください。教育情報化推進費です。1人1台端末や液晶型電子黒板、協働学習ソフトデジタルドリルソフトなどのI C T教育環境を活用した事業や、I C T支援員の配置を行うことにより、子どもたちの主体的な学び、協働的な学びを実現し、これからの時代を生きていく上での基盤となる資質・能力と確かな学力の育成を図っていきたいと考えております。また、こちらは新規事業となりますが、学校の情報発信力強化事業としまして、学校、保護者、地域間の連絡手段のデジタル化ペーパーレス化を推進するため、学校通信等をデジタルで配信できる情報共有アプリを導入することに合わせて、ホームページの作成事務の省力化と掲載コンテンツのさらなる充実を図るために、学校ホームページにC M S (コンテンツマネジメントシステム)を導入し、情報発信の充実と校務負担の軽減を図っていきたいと考えております。以上でござ

ございます。

児童生徒支援課長補佐

児童生徒支援課の北村でございます。議案書16ページを御覧ください。教育研究所と共通で御説明させていただきます。拡大の事業でございます。不登校児童生徒支援費でございますが、事業の概要といたしましては、第1回総合教育会議での課題とさせていただいたことでもあります。草津市の小中学校の不登校児童生徒数の割合が全国の都道府県と比較しても高い水準にあり、不登校対策は市として取り組むべき課題との一つとなっております。そのため、令和5年度から不登校児童生徒の学習機会の保障や、社会的自立に向けた支援の充実を図るために不登校を支援する加配教員を小学校3校、各校1人を配置し、子どもたちの学習機会の保障や社会的自立に向けた支援を充実させることで、不登校児童生徒の減少及び学校復帰教室復帰に繋げていきます。また、登校できない児童生徒の学習の機会と居場所を確保する観点から、適応指導教室の分室を新設します。これまで距離的な理由から、現在の適応指導教室に通所できない不登校の児童生徒に対応するため分室を設置し、不登校児童生徒の学習の機会と居場所を確保し、学校や社会的自立につなげていきます。

教育総務課長

続きまして17ページを御覧ください。小中学校大規模改修費につきまして教育総務課の吉田から御説明申し上げます。まず事業費は2億6,385万1,000円でございます。市内の小中学校は、昭和40年代から50年代にかけて建築された建物が多く、相当年数が経過している校舎等の改修を国の補助金を活用しながら計画的に実施するとともに、校舎内の建具等の固定を行う、非構造部材改修を行い児童生徒の安全の確保及び教育環境の充実を図るものでございます。具体的には、南笠東小学校の校舎トイレ、志津南小学校の体育館のトイレ改修工事、令和6年度以降に工事を実施いたします玉川中学校の設計業務を行うほか、松原中学校の非構造部材改修工事、新堂中学校のグラウンド改修工事、令和6年度以降に工事を実施する笠縫小学校の計画策定も行います。また、これまで順次実施着手して参りました大規模改造工事については、国の交付金が令和4年度をもって廃止されたことから、今後は予防保全的な改修を行いまして、学校施設の長寿命化を図る目的の交付金を活用していくことといたしまし

て、令和５年度は南笠東小学校の設計業務、笠縫小学校及び高穂中学校の計画策定業務を行い、令和６年度以降の工事实施に向けた準備を進めて参ります。以上でございます。

スポーツ推進課長

続きまして、１８ページをお願いいたします。事業名（仮称）新志津運動公園整備費でございます。スポーツ推進課の宮田から御説明申し上げます。新規事業でございます。事業費は７１３万６，０００円でございます。新クリーンセンターの整備に当たりまして、旧志津運動公園グラウンドを廃止したものでございます。旧志津運動公園グラウンドにつきましては、下の方に記載の通り、当時約１万７，０００㎡のソフトボール、野球、サッカー等で多目的な利用がされていたグラウンドでございます。今回、その代替施設としまして、旧志津運動公園グラウンドの復元を計画するものでございます。整備基本計画の策定により、整備予定地の現況把握や分析、併せて事業手法の整理、概算費用の計算等を計画しております。併せてスポーツ推進審議会にお諮り等させていただき、計画を策定していくものでございます。経費の内訳は右下の記載の通り、業務委託費と先ほどの審議会運営費、その他事務費となっております。以上です。

スポーツ大会推進室長

続きまして、１９ページ「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ準備費」について、スポーツ大会推進室の藤崎より御説明申し上げます。令和７年開催のわたSHIGA輝く国スポ・障スポに向けて、草津市実行委員会を中心に開催準備を一層推進するとともに、周知啓発イベントの開催や、競技会場設営の設計業務などに取り組むものでございます。また駐車場を確保していくため、競技会場に隣接する草津川跡地に暫定駐車場を整備するものでございまして、草津実行委員会に対する負担金及び暫定駐車場の整備として、５，６０３万３，０００円を計上するものでございます。以上でございます。

図書館長

資料２０ページを御覧ください。読書のまち推進費について図書館二井より御説明申し上げます。事業は令和４年度の南館２０周年に続き、令和５年度に本館が４０周年を迎える記念事業であり、事業費５，３０１万８，０００円となっております。経費の内訳については、右下の記載の通りでございます。事業内容とし

ましては、絵本児童書コーナーリニューアルについて、人気があり、よく利用された絵本や児童書約5,000点の更新や展示用書架等を購入いたします。また、児童・一般・若者向けをメインターゲットとした講演会を開催し、これまで図書館を利用する機会がなかった市民も呼びかけて参ります。読書空間の改善としましては、本館敷地内の樹木の伐採や劣化したタイルの修復等を行う工事。安全を目的とした防犯カメラの設置工事その他経年劣化したものの修繕等を行い、新たな読書コーナーを設けます。また、生涯学習施設として老若男女問わず学習できるスペースを確保するため、本館は2階の会議室を、南館は市民交流プラザとの共有スペースにそれぞれ設置いたします。さらに、現在使用している図書館システムと互換性のある図書館アプリを導入し、図書館利用者の利便性向上を目指す他、小中学生が本に接する機会を増やす事業として、小型移動図書館車による学校巡回や読書ポイント事業を実施するとともに、就学前施設、保育園、幼稚園、こども園や小中学校に絵本等の資料含めた読書支援を図書館が行って参ります。このように40周年を契機に、より多くの市民に図書館を活用いただき、地域全体の読書推進を行って参ります。以上でございます。

歴史文化財課長

21ページの史跡草津宿本陣整備費以降の事業につきまして、歴史文化財課の岩間が御説明申し上げます。21ページにつきましては、史跡草津宿本陣が現在本市の歴史文化の中核となっている施設であり、草津市が文化財保護法上の管理団体となって、これまで保存整備工事を行い、平成8年以降一般公開となっております。令和5年度は、今年度策定しております整備基本計画に基づきまして、すでに公開しております座敷部および住居台所、厩の耐震工事に向けた実施設計を行います。また、具体的には、設計に係る経費と史跡整備の指導を受ける懇話会の運営となっており、経費800万5,000円を計上したものでございます。

次に、22ページの史跡芦浦観音寺跡整備について御説明申し上げます。史跡芦浦観音寺跡も本市の貴重な資産であり、こちらも本市が文化財保護法上の管理団体となっております。本事業は、昨年度策定いたしました同史跡の整備基本計画に基づきまして、令和2年から3年に作成いたしました基本設計に基づき令和4年度は、この基本設計業務の今後の整備工事の必要となります仮

設道路の工事と、境内の北西部の造成工事の実施設計を行っているところでございます。令和5年度につきましてはこの実施設計に基づきまして、境内北西部の造成工事、それと並行いたしまして植栽整備と倉の実施設計を行います。また、境内にあります二棟の重要文化財につきましては、本市は管理団体ではございませんが、所有者が実施される保存修理につきまして、補助金を交付して支援を行って参ります。これらを合わせた3,113万8,000円を計上したものでございます。

続きまして23ページ。資料館整備基本構想策定費につきましてでございますが、本市の資料館計画につきましては、令和3年度の文化振興審議会の審議結果として、関連文化財近辺において整備することが有効との御意見を受けましたので、令和4年度には、資料館のあり方について調査研究経務を行って参りました。令和5年度はこれを受けまして、本市にふさわしい館の目的や規模等の基本的な方向性を定めまして、利用対象や館内所室の考え方、さらには展示テーマや展示資料を定めていくための基本構想を策定いたしたく、790万2,000円を計上したものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議第3号、4号に係る御説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

藤田教育長

ではただいまの説明につきまして、何か御意見御質問がございましたらよろしくお願いいたします。

松嶋委員

15ページの教育情報化推進費の項目の中で、学校ホームページのCMS導入が入っております。保護者としても、こういうアプリが導入されると非常にありがたいと思う一方で、セキュリティ上の不安が多少あると感じました。1年前か2年前から、アメリカでも学校ホームページの管理をしている会社のサーバー自体がハッキングの被害を受けて、例えば、ホームページ上のリンク先を書き換えられていたり、或いはページが全く見えない状態ということが続いたという事件もありましたので、セキュリティ面をしっかりとした対策等をとっていただける部分も含まれているのかというところが気になったのが1点。

18ページ、志津運動公園グラウンドの代替施設の整備というこ

学校政策推進課長

とで、記憶に新しいのが、どこの場所か忘れたのですが児童公園で子どもが遊んでいたら、地域の方からうるさいということで、最終的にその公園自体が無くなるという出来事がありました。詳細な経緯はどちらがどうこうというのは難しいところだと思うのですが、そういったこともありましたので、新しくグラウンド整備する場所なども今後、取っているとは思いますが、地域の方々の要望、意見なども聞きながら、子どもたちが遊べる空間を維持していただければというふうに感じました。私からは以上です。

ホームページについては、今はホームページビルダーという形で運用しているところですが、CMSを導入することでよりホームページ管理が行いやすくすることで、携帯電話などからも見やすいホームページを作成し、情報発信により力を入れていきたいと考えております。次年度から仕様書を作成し入札等を経て、2学期以降に本格運用を考えているところでございます。セキュリティ対策については、事前に仕様書等を十分検討した上で、業者の決定後も打ち合わせをした上で本格運用を進めていきたいと考えております。

スポーツ推進課長

18ページ、新志津運動公園の部分でございます。御意見いただきましてありがとうございます。計画の中では、予定地の地元と、代表の方と審議会の中に臨時委員として入っていただく予定でございます。また併せて、住民への説明会等も考えております。地域の方々の御意見をお聞きしながら進めて参りたいと思います。よろしく願いいたします。

小辻委員

19ページ、わたSHIGA国スポ・障スポについて、競技での盗撮の問題が言われていますので、そういうことも盛り込み、先を見据えた形で準備をしていただきたいと思います。

次に23ページ、資料館整備基本構想策定費の審議会開催とありますが、以前に少し話をしていた時、歴史研究者の方々は、資料を保管するということに目が行きがちです。一方で一般市民にとっては、そこにアクセスしやすいのか、行って楽しいのかということを考えるのではないかと思います。審議会のメンバーという事に関してどのようにお考えなのかを教えていただきたいです。

スポーツ大会推進室長

スポーツ大会推進室の藤崎です。わたしが輝く国スポ・障スポに向けて、おっしゃっていただいた通り、対策を十分とっていきたくて思っていますし、本年度栃木県の方の大会に行かせていただきまして、巡回を行ったり、警察と連携して配置をお願いしておられたりと、対策もいくつか取られておりましたので、これらを参考にして、しっかりと対策を組んで参りたいと考えております。

歴史文化財課長

歴史文化財課の岩間でございます。23ページの資料館でございますが、審議会につきましては、現在活動しております審議会に加えまして、必要な専門家の方の意見を聴くための予算と考えておりますが、その人選につきましては、まだ決定しておりませんので、御意見いただきました事も参考にしたいと思っております。従来ひとは歴史分野以外の方にも入っていただいておりますので、そのあたりも含めて検討していきたいと思っております。

小辻委員

専門以外の方がひとりといいますと意見が言いづらいという部分もあると思います。いろいろな方々に入っていただいたり、公募委員であったり、自分の中でも思いを持たれている方もたくさんおられる。地域の歴史研究をされている方も沢山おられますので、そういう方もいろいろ意見が言いたいことがあると思います。歴史研究家の方以外が入って、もちろん文化を守るというのが大前提になると思いますが御検討いただきたいです。後で問題になり、議会等から言われるより前に、やっていただきたいと強く思います。審議会において、歴史研究家以外の方の意見も聞きやすい、専門知識ばかりが優先されることのないように、メンバー構成を御検討いただきたく思います。以上です。

森委員

16ページの不登校児童生徒支援費ですが、学校経営報告会でも、どの校長先生も大きな課題になっているとおっしゃっていました。コロナ禍のこの2、3年も影響しているのか、自分の現役時代とは比べものにならないくらい大きな課題となっているので、このような手立てを速やかに教育委員会が打っていただけたことが、凄く良いことだと思います。ただ、すぐ一年で結果が表れるものではないと思います。学校経営報告会の発表でも、人が

児童生徒支援課長補佐

ついたところは、別室の運営が上手に回った成果として、不登校の子どもが授業に出られるようになった成果が出ていたもので、この３校の実績などを見られて、現場が何を要求するのか分かりませんが、これは適切だなと思ったら、注視しながら次の年度にも何か手立てが打てるような形で、その状況を見ながらやっていただきたいと思います。

我孫子委員

１９ページ、今回の国スポに向けて駐車場を増やす部分ですが、国スポが終わった後は別のものに変えられるのか、そのまま駐車場として残されるのか。せっかく素晴らしい体育館やプールかできているので、全国大会など、国スポ後も草津で行えれば盛り上がるのではないかと思いますのですが、この辺りをお聞かせ下さい。

スポーツ大会推進室長

今おっしゃっていただきました通り、ＹＭＩＴアリーナやプール、また総合体育館などで、国スポ後も大きな大会を開催していきたいなと思っております。国スポ・障スポだけに限らず、その後も活用していけるように進めていきたいと思っております。宜しくお願いします。

藤田教育長

それではもう意見も出尽くしましたようですので、議第３号及び第４号は意見なしとして、市長に回答することといたします。
では次に、「議第５号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により、教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき、議決を求めることについて」

審議させていただきます。事務局の説明を求めます。

総務課長

総務課の有村でございます。議第5号につきまして御説明申し上げます。議案は53ページから57ページでございます。55ページをお願い致します。また別紙でお配りしております資料と共に御覧ください。議案名は草津市個人情報保護法施行条例案となります。別紙から御説明申し上げます。個人情報保護に関する法律が改正されたことから、令和5年4月1日から地方公共団体も個人情報保護に関する法律の規定が適用される事となりました。そのため、地方公共団体は改正後の法律、新法の施行に必要な事項を定める条例を制定する必要が出てきました。現行条例を廃止いたしまして、新たに新法の施行に必要な規定を定める条例、草津市個人情報保護法施行条例を制定するものでございます。ひし形の箇所を御覧ください。法施行条例の制定に伴う整理を以下の方にまとめております。現行の草津市個人情報保護条例につきましては、この令和5年4月1日で廃止し、その中身を色で分けております。法律につきましては御覧の通り、個人情報の保有や個人情報の利用提供の制限、開示請求、審議会への諮問、審査請求と罰則につきましては、新法の個人情報の保護に関する法律へ移行致します。真ん中の青色の箇所ですが、法施行条例の引き継ぎにつきましては、現行の条例では条例の目的、定義、費用の負担、個人情報の開示請求の運用状況などにプラスして、緑の部分、新たに条例事項として追加されたものがございます。これは先ほどの情報公開個人情報審議会の諮問で、審査請求の要するに不服申立があったもの以外の諮問について、法施行後は、個人情報保護法施行条例などで対応をいたします。右側のところで、審議会から実施機関への個人情報保護制度に関する意見具申、審査会の調査権限、審査会の運営に関する規定変更等につきましては、4月1日以降、後で出てきます草津市情報公開・個人情報審議会設置条例に移してまいります。国や県の規定に倣って考えておりますので、6号で御説明を申し上げます。法施行条例の制定内容をひし形で設けております。こちらは先ほどの議案書の55ページを照らし合わせていただければと思っております。第1条は条例の趣旨が載っています。第2条は、教育委員会がこの条例に対象になっていくことで、現行条例と実質的には変わりません。第3条は、先ほど申し上げました開示請求に係る手数料

を設けるもので、コピー代や郵送料は別途徴収すると第3条第2項で触れています。第4条は審議会への諮問として、諮問事項の追加を行うものでございます。現行の諮問事項は審査請求が、個人情報保護に関する法律に規定されましたのでそちらに移行します。また制度の運用改善の意見など、情報公開個人情報審議会設置条例に規定するものもございしますが、この条例では、以下の3つ、条例の規定の改正廃止、法の規定に基づき講ずる基準の制定、教育委員会における個人情報の取扱いに関する措置についての、運用方法の設定と変更の場合、この3つを新たに諮問に加えるものです。第5条は運用状況の開示ということで、例えば開示請求の件数等、現行条例と同様、引き続き毎年公表していくものでございます。第6条につきましては、開示請求などの必要な様式等を今後規則で定めるために設けるものです。付則につきましては、条例は令和5年4月1日から施行し、第2条で個人情報保護条例を廃止いたします。第3条、第4条につきましては、簡単に申し上げますと、廃止に伴う手続き、例えば施行日前に行われました開示請求につきましては、施行日後におきましても改正前の条例を使って対応するであるとか、職員や委託業者の守秘義務、個人情報の守秘義務がなくなること、守秘義務に反した場合の罰則を付則の第3条、第4条で書いているものです。以上、簡単に説明させていただきましたが、説明を終わらせていただきます。

藤田教育長

それではただいまの説明について何か御意見、御質問がございましたらお願いいたします。意見等がないようですので、議第5号は意見なしとして市長に回答することといたします。

次に、議第6号、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」審議させていただきます。事務局が説明を求めます。

総務課長

総務課の有村が御説明申し上げます。議案書59ページから73ページです。61ページをお願いしたいと共に別紙で1枚お配りしている資料と共に御覧いただければと思います。こちらの議案につきましては、先ほどの議案と関連をいたします。個人情報

保護に関する法律の改定に伴う関係条例の改正でございます。先ほどの議第5号は法改正に伴い、新規に条例を定めるものでございますが、ここではすでに制定されている条例のうち、改正しなければならないものを集めてまとめて改正するものでございます。改正条例は4つで構成されているところでございます。1つ目が第1条の草津市情報開示条例でございます。詳しくは61ページの他、65ページの新旧対照表にもございます。改正内容としましては、草津市情報公開個人情報保護審議会の運営及び罰則に関する規定の削除等でございます。条例の名称を法令に変更する第7条第1号などの一部改正がありますが、メインは図に書いておりますように、情報公開条例の情報公開部門、審議会の運営および罰則に関する規定第22条から第29条と第38号を、情報公開・個人情報保護審議会設置条例の方に移すものでございます。併せて、先ほど個人情報保護条例を廃止いたしました、廃止した中にも審議会の運営と罰則に規定がございます。これを審議会設置条例に統合して設けるというふうに考えるものでございます。このため、65ページ、67ページで規定を廃止するものでございます。続いて第2条、68ページの新旧対照表、草津市情報公開個人情報保護審議会設置条例について、審議会の審議事項の追加、修正に伴う部分の変更でございます。第2条の部分になりますが、ここでは第2条第2号の情報公開条例の諮問事項が詳細に書いてあります。また、第3号では条例から法に持ってくる改正をするだけでなく、新たに第7号、第8号で、施行条例に定められた諮問事項、議会は先程の条例の対象外でしたので、議会からの諮問事項を加える改正が第2条でさせていただくものでございます。また2つ目ですが、審議会の運営及び罰則の創設でございます。69ページから70ページにかけて、罰則等を設けるものでございます。続いて3つ目の条例の改正は71ページ、草津市協働のまちづくり条例になります。こちらは第15条の規定部分、まちづくり協議会への個人情報の提供、運用変更等を行うものでございます。これは第15条の旧条例の中に書いておりますように、条例第10条第1項の内容を変更するように国から指示があり、その意向を踏まえ規定を削除するもので、第1項の部分を削除して第2項とその以下の部分はそのまま移行し、下線部分は削除するように改正を行うものでございます。続いて72ページの第4条の草津市公の施設に係る指定管理者の手續等に関

する条例を改正するものでございます。こちらは条例名を法令名に改正するだけのものでございます。73ページは付則を設けており、情報公開条例を第1条で改正し、その一部改正に伴いまして、情報公開審議会の審議による罰則措置を規定するものでございます。例えば、旧規定でしていたことを、施行日後に漏洩するなどの違反があった時に罰するような内容を書かせていただいているものでございます。施行は先程の規定の中の令和5年4月1日から施行するものであります。以上簡単ではありますが御説明とさせていただきます。

藤田教育長

ではただいまの説明について何か御意見御質問ございましたらお願いいたします。意見等ないようでございますので、議第6号は、意見なしとして市長に回答することといたします。

藤田教育長

次に、議第7号「地方教育制の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」審議いたします。事務局の説明を求めます。

総務課長

議第7号について総務課の有村が御説明申し上げます。議案書は75ページから79ページです。77ページを御覧いただきたいのと、別でお配りしています資料と併せて御確認いただきたいとおもいます。今回の草津市公の施設に係る指定管理者の事務等に関する条例の一部を改正する条例ですが、公の施設、例えば教育委員会ではアミカホール、クレアホールがございしますが、そこを運営管理してもらう業者を決める委員会が指定管理者選定評価委員会でございます。さらなる専門性を高める審査する為の制度見直しをするものでございます。具体的には、書面でお示しさせていただいておりますように、1委員会を3委員会体制とさせていただき、委員を増やすことで専門性を高めていきます。そうすることで今以上に精密な議論を期待することが出来ると期待しているものです。78ページ、第20条の改正前は御覧のとおり指定管理者選定評価委員会は1委員になっておりますが、改正後は3つに分かれます。現在8人以内で運営しておりますが、改正後は5人でそれぞれ運営していきたいと考えております。いずれの委員会の選定に関わっていただくかどうかは、第5条第2項に書

かれていますように、市長が選定して決めていくこととなります。別紙でお配りしました一つ目のポツですが、各委員会5人の合議制とし、その内ひとりは施設ごとの有識者を有するために、第20条第3項の規定の通り、引き続き8名以内の団体としております。別紙でお配りしています資料の真ん中に図を入れておりますが、各委員会5人、合計7人から8人、構成は弁護士、行政法学者、有識者①につきましては各委員会の分野全般に詳しいので全てに参加する人1人、有識者②につきましては3～4人と書いておりますが、各施設の分野に詳しい人で同委員会の対象施設の委員会のみに参加するものがあり、施設ごとに選ぶものでございます。すべて1委員会のいろいろな施設が選定対象ですが、すべての委員会に所属するものではございません。そういうことから3～4人としております。公募委員は1名で、現時点では施設の状況を計算いたしますと、1委員7～8人いると対応できるものと考えていることから、8名の規定で維持するものでございます。別紙の二つ目のポツですが、有識者②につきましては対象施設の選定や評価をするのみ委嘱するので、委嘱の時期は施設により異なってまいります。三つ目のポツは利害関係者を委員とすることを防ぐため、「市内の公共団体等の役員また構成員」への委嘱を廃止します。こちらは78ページの旧条例の第20条第3項第2号の部分を廃止するものでございます。また、四つ目のポツは二つ目のポツと関わりますが、第20条第4項で各施設の選定や評価スケジュールを考慮した任期に設定出来るように、委員の任期を2年以内にするとなっております。先ほど有識者②で施設ごとに委員となる方、有識者②が特に当てはまりますが、2年間ぎりぎりの設定ではございません。指定管理者の施設の評価をしていただく業務がありますが、その評価の業務から最終業者を決める選定業務まで、おおよそ1年程度あれば十分であり、その施設ごとに選ばれる有識者②につきましては、おおむね1年前後程度が任期になるものと今のところ想定していることから、2年以内の形での規定に改めるものでございます。さらに付則の部分、78ページから79ページにかけて、別紙の一番下のポツですが、指定管理者の選定に係る委員会は例年9月頃実施しておりますが、既存の任期が令和6年9月25日までと現在なっているところですので。選定期間が9月と10月に集まっておりますので、9月25日だと選定途中で委員が交代する可能性がありますことか

ら、そのため既存の委員の任期を選定作業が終わる令和6年10月31日までとします。新たに委嘱の委員の任期は既存の委員の任期に合わせることを盛り込みまして付則を書かせていただいております。この条例の施行は準備の期間を踏まえまして、令和5年8月1日からと考えさせていただいているところでございます。以上簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

藤田教育長

ただいまの説明につきまして何か御意見、御質問がございましたらお願いします。

小辻委員

現在、指定評価委員の公募委員が2名と話をされました。公募委員が減る状況になると思いますが、どうなのでしょう。

総務課長

総務課の有村です。現在8人で運営しておりまして、2名の方が公募委員で入っていただいております。今後委員会を3つに分け、それぞれに公募委員の方に入っていただきますので、合計3名、今よりも1名増えます。そのような形で考えているところです。

小辻委員

それはわかります。要するに今まで2名の公募委員の方々がおられ、意見が言いやすい。公募委員が沢山いると意見が言いやすいメリットが実際にあります。1名だと意見が言いにくい、専門性がないのではないかと心配されたり。草津市ではないのですが、そのようなことを聞いたことがあるので、許されるのであれば2名以上入っていただいた方が、より意義がある評価委員会になるのではないかと思います。

総務課長

市民の意見はいろいろなところで取っております。公募委員からもいただく意見もございます。それまでに利用者からアンケートも取っており、その分いろいろなところから取っております。今回、専門性を高めて少ない人数で議論していただこうと思っています。市民の意見につきましては引き続き利用者のアンケートも含めていきたいと思っています。

小辻委員

男女のバランスも含めて考えていただけたらと思います。

藤田教育長

議第 7 号は意見なしとして市長に回答することといたします。

藤田教育長

次に議第 8 号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」審議させていただきます。事務局の説明を求めます。

幼児課長

続きまして、議第 8 号につきまして幼児課の山際が御説明申し上げます。議案書 81 ページから 102 ページでございます。82 ページをお願いいたします。この度、2 月定例市議会に対しまして、教育委員会に関連するこども家庭庁設置の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案を提案するにあたりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により市長より意見を求められていることから本委員会にお諮りするものでございます。議案書 83 ページから 85 ページは条例の改正、86 ページから 102 ページは改正内容の新旧対照表となっております。このうち本委員会に関連いたします第 1 条及び第 2 条につきましても、御説明をさせていただきます。新旧対照表では、86 ページの第 1 条関係と、87 ページから 96 ページまでの第 2 条関係となります。令和 5 年 4 月からのこども家庭庁の設置に向けまして、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が公布され、令和 5 年 4 月 1 日から施行されることになっております。この法律におきまして、本市の条例に引用しております関係法令につきましても見直しが行われ、条例に引用しております法律の条項にずれが生じておりますこと、併せまして、これまで厚生労働省こども家庭局等の所管であった法令が、こども家庭庁に引き継がれることになり、法例中に厚生労働大臣と明記されているものにつきましては、内閣総理大臣に改められましたことから、市の関係条例につきましても改正を行うものでございます。それでは、86 ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思います。第 1 条関係でございますが草津市立幼稚園条例の一部改正を行うものでございます。第 4 条におきましてページ右側の旧条例において下線部分、第 19 条第 1 項第 1 号につきまして、子ども子育て支援法の改正が行われまして、第 19 条第 1 号と改められたことに伴い、

本市の条例につきましてもページ左側の新条例案第4条において第19条第1号に改正するものでございます。同様に第8条においてページ右側の旧条例におきまして、下線部分の第19条第1項第1号については先ほどの第4条と同じ理由でございますが、その4行下の第25条につきましては、学校教育法の改正が行われ、第25条第1項と改められたことに伴い、市の条例につきましてもページ左側の新条例案の第8条において、同様の改正を行うものです。87ページを御覧下さい。第2条関係です。第2条関係では草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。第4条におきまして、ページ右側の旧条例によって下線部の上から法第19条第1項第3号、その下の法第19条第1項各号、法第19条第1項第1号、法第19条第1項第2号につきまして、子ども子育て支援法の改正が行われ、それぞれ法第19条第3号、法第19条各号、法第19条第1号、法第19条第2号と改められましたことから、本市の条例につきましてページ左側の新条例案の第4条におきまして同様の改定を行うものでございます。第6条以降につきましても同様の改正となりますことから、説明は省略させていただきますが、90ページの第15条を御覧下さい。ページ右側の旧条例において、第15条第1項第4号、括弧の4番でございますが、下線部分の厚生労働大臣につきましては、保育所の所管が内閣総理大臣に移管されることに伴う改正でございます。本市の条例につきましてもページ左側の新条例案の第15条第1項第4号において同様の改正を行うものでございます。以降、96ページの第52条第3項まで同様の改正を行うものでございます。なお、施行期日はいずれも令和5年4月1日とするものでございます。以上誠に簡単ではございますが、議第8号の御説明とさせていただきます。

藤田教育長

ここで松嶋委員が御退室されましたので御報告致します。

それでは只今の説明について何か御意見、御質問ございましたらよろしく願いいたします。意見等もないようですので、第8号は意見なしとして市長に回答することといたします。

藤田教育長

次に、議第9号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29の規定により、教育委員会事務に関する議案について意見を

市長に申し出るにつき議決を求めることについて」審議させていただきます。事務局の説明を求めます。

図書館長

議第9号草津市立図書館設置条例の一部を改正する条例案につき議決を求めることにつきまして図書館の二井が御説明申し上げます。資料105ページ、106ページを御覧下さい。草津市立図書館におきましては、2階に会議室1と会議室2があり、草津市立図書館設置条例の別表で使用料等を定めております。予算概要で触れましたが、令和5年度事業として読書スペースの確保と共に学習スペースについて図書館本館において会議室1を学習スペースとして活用する見込みでございます。そこで当該会議室の貸会議室の機能が無くなるため、草津市立図書館設置条例の該当部分を変更するものでございます。変更後の条文別表は資料106ページ新旧対照表の通りで、会議室1を削り、会議室2を会議室に改めるものでございます。なお、この条例は令和5年7月1日から施行いたします。以上、誠に簡単ではございますが説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

藤田教育長

ではただいまの説明について何か御意見、御質問ございましたらお願いをいたします。意見等もございませんので、議第9号は意見なしとして市長に回答することといたします。

藤田教育長

次に議第10号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」審議いたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、議第10号地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて、教育総務課の吉田より御説明申し上げます。議案書は107ページから119ページでございます。まず109ページ以降の令和4年度一般会計補正予算概要書に基づきまして御説明いたします。初めに今回補正予算を提案するに至りました要因は大きく2点ございます。まず1点目の要因ですが、国の補助金及び交付金におきま

して、国の令和４年度二次補正予算が成立した結果を受けまして、今回の市議会へ同額の補正予算計上を行うものであり、いずれも令和５年度に繰り越し執行を交付するものでございます。具体的には、１１０ページの一番目で事務事業名、小学校管理運営費を御覧いただきたいと思います。資料右端の説明欄にあります通り、国の補助金を活用した感染症対策経費を計上いたしまして、令和５年度へ繰り越し執行するものでございます。またその下の事務事業名、小学校施設維持管理費を御覧ください。資料右端の説明欄にあります通り、国の交付金が令和４年度予算に追加されたことから令和５年度に実施予定でありました、学校施設整備関係事業を令和４年度に前倒し予算措置を行うものでございます。なおこちらの事業につきましても、実施自体は令和５年度へ繰り越し執行いたします。次に説明欄のその下でございますが、昨年にもたいたの御説明と同様の繰越予算措置を行っております関係で、令和４年度当初予算に二重で計上していた事業は、令和３年度からの繰越予算で執行しているため、未執行となりました令和４年度予算の事業費を減額するものでございます。なお、続く１１１ページ１１２ページの小学校費及び中学校費の学校管理及び学校施設に関する予算におきましても、同様の趣旨にて補正予算の提案を行うものでございます。次に、２点目の要因といたしましては、今年度の事業並びに予算を執行するに当たりまして、入札の結果生じた残額や新型コロナウイルス感染症の影響等による事業内容の変更により生じた残額、その他電気使用料の実績差額についての減額補正を行うものでございます。こちらにつきましては、各項の説明欄に記載の通りでございますので、具体的な説明につきましては割愛させていただきます。次に１１９ページを御覧ください。繰越明許費でございますが、先ほども触れました通り、来年度に繰り越した上で実行する事業について、記載の額を計上しているものでございます。以上、誠に簡単ではございますが、議第１０号の補正予算案の御説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

藤田教育長

ではただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問ございましたらお願いいたします。意見等ないようでございますので、議第１０号は意見なしとして市長に回答することといたします。

藤田教育長

それでは次に議第 11 号「臨時代理の承認につき議決を求めることについて」議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

教育総務課長

議第 11 号臨時会の承認につき議決を求めることについて、教育総務課の吉田より御説明申し上げます。議案書は別冊となっております黄色の表紙の定例会議案書（その 2）の 3 ページから 5 ページでございます。この度、教育委員会に所属する職員の兼務発令を行うに当たりまして、教育委員会の会議を招集する時間的な暇がございませんでしたので、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条の規定によりまして、教育長が臨時に代理をさせていただきましたので本委員会に報告し、その承認を求めるものでございます。5 ページをお願いいたします。この度、スポーツ推進課及びスポーツ大会推進室の執行体制を確保するため、生涯学習課に所属しております職員松岡 秀樹にスポーツ推進課及びスポーツ大会推進室の兼務を発令するものでございます。以上、誠に簡単ではございますが説明とさせていただきます。何卒ご承認賜りますようお願い申し上げます。

藤田教育長

ただいまの説明につきまして、何か御意見御質問ございましたらお願いいたします。この件について、御異議ございませんでしょうか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議がないようでございますので議第 11 号は承認されたものといたします。

以上をもちまして、本日の議事は終了となります。それではこれをもちまして 2 月定例会を終わらせていただきます。

閉会 午後 4 時 00 分